

トピックス

- I. ミャンマー:新雇用契約書様式の制定
- II. 外国企業によるミャンマー国内での不動産長期利用  
— エンドースメント —
- III. 香港証券取引所 — ニューボードの創設に向けた動き

コラム

シンガポール会社法解説(第14回)～会社秘書役～

2017年  
9月号

## I. ミャンマー:新雇用契約書様式の制定

執筆者:湯川 雄介、桜田 雄紀、Kyi Chan Nyein

ミャンマー労働・入国管理・人口省より本年 9 月 1 日付で Notification (4/2017) (「本 Notification」) が発行されました。本 Notification によると、2015 年 8 月 31 日の同省 Notification (1/2015) (「旧 Notification」) に基づき使用を求められていた雇用契約書の様式 (「旧様式」) が廃止され、労働者 5 人以上の工場、職場、部署、会社及び事業所 (「対象事業所」) における労働者との雇用契約において、本 Notification の日付以降、新たな雇用契約書の様式 (「新様式」) に基づき雇用契約を締結しなければならないこととされています。本 Notification によれば、旧 Notification 下と同様に、雇用者との間で締結した契約については、管轄のタウンシップ又は地区の労働局において承認を受ける必要があります。また、本 Notification を発行する以前に雇用者と労働者との間で締結した雇用契約については、その雇用契約の有効期間が終了するまで有効である旨の定めが設けられています。

本 Notification それ自体には、新様式は添付されていませんが、当事務所が独自に入手した新様式と旧様式とを比較確認したところ、両者の間に極端に大きな変更は見受けられないものの、以下の点については旧様式から少なからぬ変更が見受けられるところであり、特に留意する必要があると考えられます。

| 項目   | 変更点及び留意点   |
|------|--|
| 雇用期間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 雇用契約は、従業員が契約上の規定に違反しない場合には期間を延長することができるとし、雇用者は理由なくして期間の延長を拒むことはできないことが明示された。</li> <li>➢ 期間延長を拒絶できる理由の範囲が必ずしも明確ではなく、雇い止めに関する規制強化となっている可能性があります。</li> </ul>                                     |
| 休暇   | <ul style="list-style-type: none"> <li>- Casual Leave については、従前は冠婚葬祭や緊急時の場合は連続取得日数に関して例外を認めうる規定がありましたが、係る規定が削除され、親族の死亡の場合に法に従い有給休暇を取ることができる旨の規定が追加されました。</li> <li>- 法令に基づく休暇が認められない場合でも、雇用者との交渉により、「無給」の休暇を取得することができるとされました。</li> </ul> |

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

|          |   |
|----------|---|
| 残業代      | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 残業代については、関連する法令に基づく所定の「計算式」に従って計算されることとされました。</li> <li>➢ 店舗及び商業施設法上は、「別途定める割合の」賃金を支払うこととされていますが、当該割合は現時点では公表されておらず、また、新様式の「所定の計算式」も公表されていないことから、具体的にどのような方法で算定された割増賃金を支払う必要があるかについて不明確な状況となっています。</li> </ul>   |
| 懲戒       | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 軽度な非行については、4 回行うことにより懲戒解雇の対象となること、軽度な非行行為については 12 か月で失効することとされました。</li> </ul>  |
| 様式の変更の可否 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「職業上の条件は雇用者と従業員の交渉により規定することができる」との注記が追加され、また、雇用契約は、仕事の性質に応じて、労働法及び国際基準に基づく雇用者と従業員の過半数との間の合意により追加され、変更することができる、とされました。</li> <li>➢ 従前は雇用契約書の様式を変更したうえでの雇用契約書の締結は(別紙を添付する形式による場合を除き)認められない運用であったところ、これらの注記及び新规定をあわせよむと、雇用契約については交渉により様式の内容を変更等したうえで締結することを認めるようにも読めます。</li> </ul> |

上記のとおり新様式には、必ずしも趣旨や適用範囲が明確ではない規定が含まれており、また、当事務所がヤンゴン市内の労働事務所に照会したところ、労働当局内部での指示等も必ずしも明確ではないようであるなど混乱が見受けられています。そのため、今後の労働当局の運用については引き続き注視が必要であると共に、慎重な照会が必要になると考えられます。

当事務所では、労働・入国管理・人口省への確認等、引き続きフォローアップをして参ります。



ゆかわ ゆうすけ  
**湯川 雄介**

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表  
[y.yukawa@jurists.co.jp](mailto:y.yukawa@jurists.co.jp)

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、法整備支援関連プロジェクトへの関与、ヤンゴン大学での講義の実施、ミャンマー日本商工会議所の活動への参画等の諸活動に基づき、ミャンマーにおいて広いネットワークを有する。



さくらだ ゆうき  
**桜田 雄紀**

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士  
[y.sakurada@jurists.co.jp](mailto:y.sakurada@jurists.co.jp)

ミャンマーとシンガポールとの間を行き来しながら、ミャンマー進出を含む日本企業による東南アジア地域における進出支援案件、一般企業法務、金融法務等についてアドバイスを提供している。2002 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2015 年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)。



チー チャン ニェイン  
**Kyi Chan Nyein**

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー  
[kyi.chan\\_nyein@jurists.co.jp](mailto:kyi.chan_nyein@jurists.co.jp)

2008年ミャンマー上級弁護士資格取得(2013年再登録)、2012年早稲田大学法学部卒業。2014年早稲田大学大学院修了。7年間にわたる日本滞在経験に基づき、日本語が非常に堪能であるほか、各省大臣・副大臣・パーマネントセクレタリー、MIC 事務局長その他ミャンマー政府当局高官との折衝等の経験を豊富に有する。

## II. 外国企業によるミャンマー国内での不動産長期利用—エンドースメント—

執筆者: 湯川 雄介、鈴木 健文

ミャンマーでは、新たな投資の枠組みの基本法であるミャンマー投資法(Myanmar Investment Law(「新投資法」))が2016年10月に成立しました。その後、ミャンマー投資規則(Myanmar Investment Rules(「投資規則」))及びミャンマー投資委員会(Myanmar Investment Commission(「MIC」))による重要な告示(Notification)が相次いで公布され、2017年4月には新投資法が本格施行さ

れました。本稿では、外国企業による新投資法下での不動産の長期利用について概説します。

## 1. 外国企業による不動産長期利用の禁止及びその解放

ミャンマーでは、不動産移転制限法(Transfer of Immoveable Property Restriction Act)により、外国人及び外国人保有企業(Foreigner Owned Company)による不動産の所有、及び1年を超える期間の不動産リースが禁止されています。

新投資法の前身となる外国投資法(Foreign Investment Law)の下では、外国投資家は、MICの投資許可(「旧MIC許可」)を得ることで不動産の長期リースが認められていました。しかし、旧MIC許可の取得については、①手間と時間を要した他、②必ずしも全ての投資事業について発行されるものでもないなど、必ずしも使い勝手の良い制度ではなく、多くの外資系企業は、実際には不動産リースを1年単位で締結している状況にあったものと思われます。

## 2. 新投資法での長期土地利用の仕組み

新投資法の下では、投資家は、MICによる投資許可(Permit、「新MIC許可」)<sup>2</sup>を受けた場合に加え、エンドースメント(endorsement)と呼ばれるMICによる承認を取得した上で、土地利用権承認(Land Rights Authorization)を受けることにより、私人や政府機関、国家などから、土地又は建物の長期利用を受けられます。また、土地又は建物の利用期間は、外国投資法下と同様、新MIC許可又はエンドースメントを取得した日から初期期間50年間までであり、MICの承認を受けることで、土地又は建物の利用期間を、1回の延長につき10年間、最大2回の延長が可能です。

以上をまとめると、新投資法下では、次のいずれかの方法により、最大70年間の土地の長期利用が認められることとなります。

- ① 新MIC許可取得+土地利用権承認取得
- ② エンドースメント取得+土地利用権承認取得

本稿では、新MIC許可を得ない②の場合について概説します。

## 3. エンドースメント/土地利用権承認申請手続の概要

投資家は、①エンドースメントを既に受けている場合には土地利用権承認を申請することができ、②エンドースメントを未だ受けていない場合には、関連する土地利用権承認をエンドースメント申請と共に申請することができます。

エンドースメントの申請にあたっては、申請費用(50,000チャット)を払い、エンドースメント申請書フォームに各種事項を記入した上で、会社登記証明書<sup>3</sup>の写しや定款、関係許認可、Undertakingなどを申請書に添えて提出する必要があります。

また、土地利用権承認の申請にあたっては、エンドースメント申請同様、申請費用(100,000チャット/Small Company<sup>3</sup>は50,000

<sup>1</sup> 「外国人保有企業」は、その管理若しくは支配がミャンマー国民の手でない、又はその過半数持ち分若しくは株式がミャンマー国民に保有されていない会社若しくは組合組織と定義されています。現在の実務では、外国資本が1株でも当該会社の株式を保有している場合には外国人保有企業として取り扱う運用がされています。

<sup>2</sup> (a) 国家戦略に重要な投資活動、(b) 多額の資本を要する投資プロジェクト、(c) 環境及びローカルコミュニティにとって大きな影響を与える可能性のあるプロジェクト、(d) 政府保有の土地及び建物を利用する投資事業、又は(e) MICに対するプロポーザルの提出を要すると連邦政府によって指定された投資事業、のいずれかに当たる場合は新MIC許可を得る必要があります。具体的に如何なる事業がこれら5つの投資等に該当するかについては、投資規則で細かく指定されています。

<sup>3</sup> Small Companyとは、公開会社又は公開会社の子会社をのぞき、以下の両要件を満たす会社のことです。

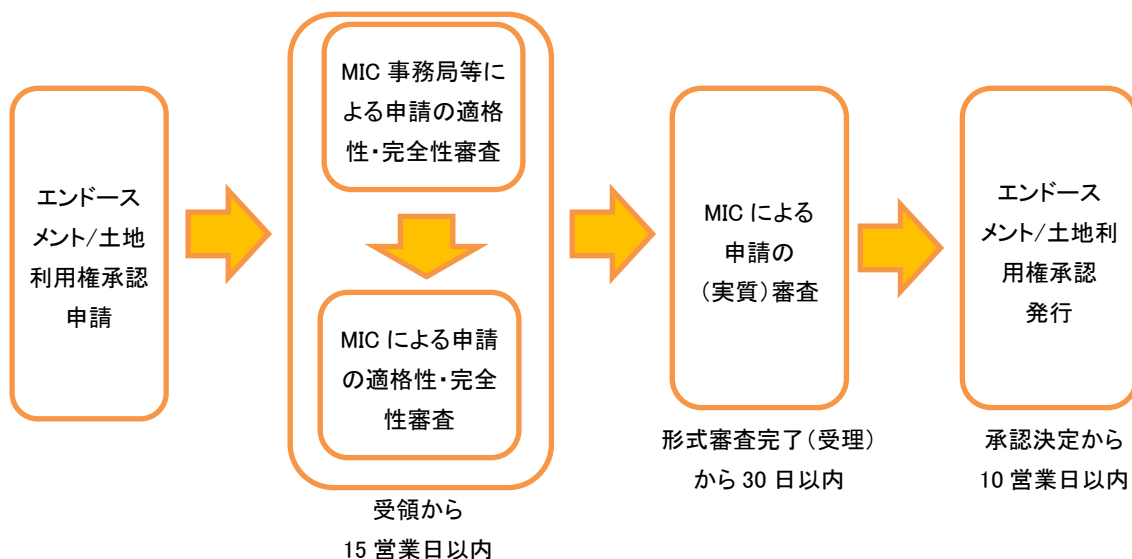
- (1) 自社及びその子会社が30名(又はミャンマー会社法若しくはその代替となる法律によってその他定められた人数)を超えない従業員を雇用している場合。
- (2) 子会社が前会計年度に合計50,000,000チャット未満のrevenueを得ている場合。

チャット)を払い、土地利用権承認申請書フォームに各種事項を記入した上で、土地オーナーの土地所有<sup>4</sup>(利用)権を証する書面、地図、リース契約書(ドラフト)などを申請書に添えて提出する必要があります。<sup>5</sup>

なお、投資規則上、MIC等は、投資家に対してエンドースメント申請に関する追加情報の提供を要求できるとされており、MIC担当者によると、実務上は広く長期の事業計画に関わる資料(例えば、10年分の従業員リストや給与テーブル、その他具体的数字に基づく事業計画に関する資料など)の提供を求めているようです。かかる運用に鑑みると、エンドースメント(及び土地利用権承認)の審査にあたっては、ミャンマーでの雇用の創出可能性等、対象事業のミャンマー社会・経済への影響等を考慮した審査が行われる可能性が示唆されています。

#### 4. エンドースメント/土地利用権承認審査の流れ

エンドースメント及び土地利用権承認にあたっては、いずれも形式審査と実質審査があり、流れをまとめると次のようになります<sup>6</sup>。MIC担当者によると、大臣が出張により多忙な場合などを除いて、多くの場合、規則等で定められた期間内にエンドースメント等が発行されているとのことであり、実務上は、概ね申請の受理から70日程度で発行されるとのことですので、旧MIC許可に比べて、比較的短時間で発行されることが期待されます。



#### 5. 審査基準

新投資法及び投資規則においては、エンドースメント及び土地利用権承認の審査においては、投資や投資家の法令適合性や、申請の適法性、長期土地利用の必要性、土地の地形や高度の変更を伴う場合における環境への影響などが審査されるものとされていますが、ミャンマーでの雇用の創出可能性などのミャンマーの社会的・経済的影響については、直接の審査基準に含まれていません。

しかし、前述のとおり、MICは、実質審査にあたって、従業員リストや給与テーブル、その他具体的数字を伴う事業計画に関する

<sup>4</sup> 憲法では、国家がミャンマー連邦内の全ての土地の究極的所有者であるとされ、私人による土地所有は認められていないと考えられます。もともと、ミャンマーでは土地所有権類似の永続的な土地利用権(Grant)が認められており、これらの土地利用権は実際に売買されている模様です。ここでいう土地所有権はかかる永続的な土地利用権を示すものと考えられます。

<sup>5</sup> エンドースメント申請書及び土地利用権承認申請書については、ミャンマー語のみか、英語とミャンマー語の両方で提出する必要があり、英語のみの申請はできません。また、文書作成ソフトでの作成も認められますが、当局作成のフォーム(ブランク)を添付する必要があります。

<sup>6</sup> 投資規則では、土地利用権承認に関するMIC事務局での(事前)形式審査は明記されていません。



資料の提供などを実務上求めております。この点、エンドースメントは、長期間の事業計画作成などの手間が指摘されていた旧 MIC 許可との差別化が期待されましたが、エンドースメント申請においても、引き続きある程度の事業計画作成が前提とされる可能性があり、どの程度詳細な事業計画の作成及び開示が必要になるかについては今後の課題となりそうです。

## 6. エンドースメント発行の状況

投資及び企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration: DICA)によるウェブサイト<sup>7</sup>上の公開情報によると、エンドースメント<sup>8</sup>は 2017 年 8 月 31 日現在、56 件が認められており、それらを業種別に分析すると、次のように分類できます。

| 業種                           | 100%外資 | JV | 内資 | 合計 |
|------------------------------|--------|----|----|----|
| IT/ソフトウェア                    | 0      | 0  | 1  | 1  |
| 製造業                          | 4      | 9  | 3  | 16 |
| 委託加工(いわゆる CMP <sup>9</sup> ) | 16     | 2  | 3  | 21 |
| ホテル                          | 2      | 1  | 0  | 3  |
| 不動産/建設                       | 0      | 1  | 0  | 1  |
| 原油、ガス、天然資源                   | 0      | 0  | 0  | 0  |
| その他 <sup>10</sup>            | 1      | 11 | 2  | 14 |

エンドースメントについては、特に縫製業を中心とした製造・加工関連業が多くを占めている旨が窺え、現時点ではサービス業などでの利用が進んでいるようには見受けられません。承認例の蓄積により、エンドースメントの承認基準について分析が進むことが期待されます。当事務所では、引き続きエンドースメントに関する実務を注視していきます。



ゆかわ ゆうすけ  
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表  
[y.yukawa@jurists.co.jp](mailto:y.yukawa@jurists.co.jp)

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、法整備支援関連プロジェクトへの関与、ヤンゴン大学での講義の実施、ミャンマー日本商工会議所の活動への参画等の諸活動に基づき、ミャンマーにおいて広いネットワークを有する。



すずき たけふみ  
鈴木 健文

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[ta.suzuki@jurists.co.jp](mailto:ta.suzuki@jurists.co.jp)

2006年東北大学法学部卒業、2008年首都大学東京法科大学院修了、2015年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2016年カリフォルニア州弁護士登録。2015年より1年間ヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所勤務。また、2016年には、法務省よりミャンマーの法制度、リーガルニーズ等を調査する業務を受託。現在は、東京・ヤンゴンの双方で、ミャンマー法務全般に深く携わっている。

<sup>7</sup> <http://www.dica.gov.mm/en/topic/endorsed-investments>

<sup>8</sup> なお、エンドースメントについては、長期土地利用目的ではなく、一定期間の所得税免除や関税等の裁量的減免などの税務恩典目的でも取得されます。本リストには、長期土地利用目的ではなく、税務恩典目的でのエンドースメントも含まれているものと思われます。

<sup>9</sup> Cutting, Making and Packing の略であり、原材料を輸入してミャンマー国内で加工を行い、完成品を原則として輸出する形態(委託加工形態)のビジネスを意味します。

<sup>10</sup> その他における JV 又は 100%外資として、映画館の建設と運営(JV)、ロジスティクス・倉庫業(100%外資)、心臓・血管センター(JV)、掘削(JV)などが認められています。

## Ⅲ. 香港証券取引所 — ニューボードの創設に向けた動き

執筆者: 河原 雄亮

### 1. はじめに

香港証券取引所(The Stock Exchange of Hong Kong Limited、以下「SEHK」といいます。)は、本年 6 月 16 日、現在運営している取引市場であるメインボードと GEM(Growth Enterprise Market)に加え、新たな取引市場となるニューボードの創設を提案するコンセプトペーパー(以下「本 CP」といいます。)を公表しました<sup>11</sup>。

ニューボードは、現在は認められていない加重投票権が付された議決権種類株式(Weighted voting rights、以下「WVR」といいます。)を発行している会社の上場を認めるなど、その創設が実現した場合、発行者及び投資家のいずれにとっても大きな影響を及ぼすことが予想されます。本ニューズレターでは、本 CP で提案されているニューボードの概要を簡単にご紹介します。

### 2. ニューボードの概要

#### (1) ニューボード・プロとニューボード・プレミアム

ニューボードは、バイオテクノロジー、ヘルスケアテクノロジー、IT サービス等の新規産業分野(New Economy)の企業に関して、香港の投資家に対し多様な投資機会を提供するとともに、より幅広い発行者の資金調達ニーズに応えるためにその創設が提案されるに至ったものです。特に、現在の制度上は上場が認められていない、上場時点で利益を生み出す段階に至っていない会社(pre-profit companies)、ガバナンス構造が通常と異なる会社(non-standard governance features)及び香港でのセカンダリー上場を目指す中国の会社が念頭に置かれたものと考えられます。

ニューボードは、投資家のリスク許容度に応じて、投資家保護の水準が異なる二種類の区分、具体的には、アーリーステージの企業を対象とするニューボード・プロと、メインボードの財務要件及びトラックレコード要件は満たすものの、ガバナンス構造が通常と異なるためメインボードへの上場が認められない企業を対象とするニューボード・プレミアムとに分けられています。ニューボード・プロについては、専業投資家(professional investor)のみが投資可能とされる半面、新規上場の要件は軽微なものが適用されるのに対し、ニューボード・プレミアムについては、一般投資家も投資可能とされ、より厳格な規制が適用されるとされています。

#### (2) 上場基準

ニューボード・プロにおいては、上場時の時価総額が 2 億香港ドル以上でなければならないとされる以外には、財務要件及びトラックレコード要件は課されません。ただし、流動性確保の観点から、現在 GEM に適用される要件と同様の要件、すなわち、上場時の株主が 100 名以上で、かつ、浮動株の割合が 25%以上であることが必要とされています。他方、2013 年 9 月に証券先物取引委員会(Securities and Futures Commission)及び SEHK によって共同で発表された外国会社の上場に関する Joint Policy Statement(以下「JPS」といいます。)に基づき必要とされる香港と同等の株主保護に関する構造を備える必要はありません<sup>12</sup>。また、JPS が求める centre of gravity テストは適用されず、中国の企業のセカンダリー上場に係る制限はありません。

これに対し、ニューボード・プレミアムにおいては、メインボードに適用される要件と同等の財務要件及びトラックレコード要件が課され、JPS に基づき必要とされる香港と同等の株主保護に関する構造についても、原則として備える必要があるとされています。

<sup>11</sup> <http://www.hkex.com.hk/eng/newsconsul/hkexnews/2017/170616news.htm>

<sup>12</sup> JPS は、外国会社が香港の取引市場に上場するための要件として、適用除外が認められる場合を除き、特別多数決に関する事項、監査役(auditor)の選任等の株主保護に関する基準に従うことを定めています。どのような場合に適用除外が認められるかは、(a)当該取引市場の種類(メインボードか GEM か)、(b)当該外国会社の設立準拠法及び(c)上場の方式(プライマリー上場かセカンダリー上場か)によって異なります。

す。ただし、米国の承認された取引所(Recognised US Exchange)<sup>13</sup>に上場されている企業については、この株主保護に関する構造の同等性要件を満たす必要はないとされています。JPS が求める centre of gravity テストが適用されず、中国の企業のセカンダリー上場に係る制限がないとされている点は、ニューボード・プロと同様です。

### (3) スポンサーの役割

ニューボード・プレミアムにおいては、既存の取引市場と同様、スポンサーの選任が必要とされています。これに対し、ニューボード・プロにおいては、投資家が専業投資家に限定されていることに鑑み、より軽微な仕組み、具体的には財務アドバイザー(Financial Adviser)の選任が必要とされています。なお、財務アドバイザーとしては、証券先物条例(Securities and Futures Ordinance)上のタイプ 6 のライセンス<sup>14</sup>を保有する会社が想定されています。

### (4) WVR 発行会社に適用される要件

ニューボードへの上場申請をする会社が WVR を発行している場合について、二種類のアプローチが提案されています。一つ目は、発行会社に開示義務を課すというもので、WVR を発行しているという事実のほか、例えば、(i)WVR 保有者に関する情報、(ii)WVR 保有者の議決権行使及び(iii)WVR の譲渡に関する情報の開示が考えられる旨が示されています。二つ目は、開示義務を課すことに加えて、一定の措置を講じることを義務づけるというもので、例えば、(i)WVR を保有できる者の類型を限定すること、(ii)WVR 保有者が発行会社に対する一定以上の割合の出資持分(equity)を継続的に保有することを義務づけること、及び(iii)WVR の譲渡に制限を課すことが示されているほか、WVR を発行している状態をあらかじめ定めた期間をもって解消することを要求することが示されています。

### (5) まとめ

上記(1)から(4)までご紹介したものを含め、ニューボード・プロ及びニューボード・プレミアムの上場制度として提案されている主な内容をまとめると、以下の図表のとおりです。

|                         | ニューボード・プロ      | ニューボード・プレミアム          |
|-------------------------|----------------|-----------------------|
| 対象投資家                   | 専業投資家のみ        | 一般投資家も含む              |
| 上場時最低時価総額               | 2 億香港ドル        | 5 億香港ドル <sup>15</sup> |
| その他の財務要件                | 適用なし           | メインボードと同様             |
| 中国の会社のセカンダリー上場          | 制限なし           | 制限なし                  |
| WVR 発行会社の上場             | 可能             | 可能                    |
| スポンサー等の選任               | 財務アドバイザーの選任が必要 | スポンサーの選任が必要           |
| 目論見書要件 <sup>16</sup>    | 適用なし           | 適用あり                  |
| 継続開示等 <sup>17</sup> の基準 | メインボードと同様      | メインボードと同様             |

<sup>13</sup> ニューヨーク証券取引所と NASDAQ がこれに該当します。

<sup>14</sup> 規制対象行為(regulated activity)のうち、企業金融に関する助言(advising on corporate finance)についてのライセンスを指します。

<sup>15</sup> 後記 3 のとおり、本 CP と同時に、メインボード及び GEM の上場規則の見直しに関するコンサルテーションペーパーが公表されており、メインボードの最低時価総額を 2 億香港ドルから 5 億香港ドルに引き上げる改正が提案されています。

<sup>16</sup> 会社(清算及び細則)条例(Companies (Winding Up and Miscellaneous Provisions) Ordinance)の目論見書に関する要件及びメインボードの目論見書に関する要件を指します。

<sup>17</sup> 具体的には、(a)重要な情報(material information)の適時開示、(b)所定の会計基準に基づく財務書類の公表、(c)届出及び関係者取引ルール(Notifiable and connected transaction rules)、(d)取締役の適正及び独立取締役、(e)会社秘書役の選任、(f)定時総会、(g)一定の重要事項についての特別多数決、並びに(h)既存株主の先買権が示されています。

### 3. 今後の見通し

SEHK は、本 CP の公表と同時に、メインボード及び GEM の上場規則の見直しに関するコンサルテーションペーパー<sup>18</sup>を公表しており、8 月 18 日には、同コンサルテーションペーパー及び本 CP に対する意見募集が締め切られました。

現時点では、その創設が確定している訳ではありませんが<sup>19</sup>、ニューボードが創設されることになれば、例えば、WVR 発行会社の上場が認められる結果、ベンチャー企業による香港の資本市場へのアクセスが容易となり、投資家としても投資機会が増えるなど、香港の国際的金融センターとしての地位はさらに向上し得ると考えられます。

意見募集手続で寄せられた意見を踏まえてニューボードの創設が決定された場合、詳細なルールの制定に向けた手続が進められると考えられます。なお、ニューボードの創設は、本ニューズレターでは割愛したメインボード及び GEM の上場規則の見直しと一体をなすものとして検討されるべきと位置付けられていますので、その点もあわせて、引き続き注視していく必要があります。



かわはら ゆうすけ  
**河原 雄亮**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.kawahara@jurists.co.jp](mailto:y.kawahara@jurists.co.jp)

2007年弁護士登録。金融庁への出向、米国留学、香港の Harney Westwood & Riegels への出向を経て、現在は東京事務所にて国内外の各種の金融取引、金融規制に関するアドバイス等のほか、香港関連案件にも従事。

<sup>18</sup> <http://www.hkex.com.hk/eng/newsconsul/mktconsul/Documents/cp2017062.pdf>

<sup>19</sup> ニューボードの特徴の一つとして WVR 発行会社の上場を認める点を指摘できますが、WVR 発行会社の上場制度の導入については、過去に見送られた経緯があります(<http://www.hkex.com.hk/eng/newsconsul/hkexnews/2015/151005news.htm> 参照)。また、ニューボードの創設に反対する立場も少なくないようです(例えば、Asian Corporate Governance Association が本 CP の提案に反対する立場を公表しています([http://www.acga-asia.org/upload/files/advocacy/ACGA%20Letter%20on%20HKEX%20New%20Market%20Concept%20Paper\\_Final2\\_%20August%2014%202017.pdf](http://www.acga-asia.org/upload/files/advocacy/ACGA%20Letter%20on%20HKEX%20New%20Market%20Concept%20Paper_Final2_%20August%2014%202017.pdf) 参照))。



## シンガポール会社法解説(第14回)～会社秘書役～

今回は、会社秘書役制度の概要について解説します。

## 1. 会社秘書役

シンガポールの全ての会社は、最低 1 人の会社秘書役を設置する必要があります。日本では、シンガポールの会社法で選任することが義務付けられている会社秘書役の制度はありません。シンガポールの会社秘書役の主要な業務は、会社の定款、株主名簿、取締役名簿等の各種の名簿の作成・管理、株券の発行、消却その他の管理、取締役会の議題、取締役会議事録の作成・管理、株主総会の招集通知の準備・発送、及び株主総会議事録の作成等があります。

また、会社秘書役は、会社情報の登録機関である ACRA への会社情報の登録又は変更が必要となる場合に、その登録又は変更の手続を行うこととなります。通常の実務の変更、定款変更等の単純な変更の登録であれば、どの会社秘書役であっても問題なく登録の手続が進められることとなりますが、シンガポール国外の会社が新株の引受を行う場合、デットエクイティスワップを行う場合、シンガポール子会社の株式が日本の会社分割の方法により異動した場合等、通常の実務の過程では発生しない取引が行われる場合には会社秘書役によって、ACRA に対する登録変更を行うために事前に確認しなければならない書類が異なることがあります。そのため、これらの非典型的な取引が行われる場合には、事前に会社秘書役との間で、必要書類及び会社秘書役が確認したいと考える書類について打ち合わせておくことが重要となります。

## 2. 会社秘書役の選任

上記の通り、シンガポールの会社は、公開会社か非公開会社かを問わず、最低 1 人の会社秘書役を設置しなければなりません。また、会社秘書役は、シンガポール居住の自然人でなければなりません。2014 年会社法改正により、非公開会社の場合には、会社秘書役又はその代理人等は、当該会社秘書役等に速やかに連絡がとれる状況にあれば、会社の登録住所に常駐する必要はなくなりました。

会社秘書役は、取締役を兼任することもできますが、取締役が 1 人しかいない場合には、当該取締役は会社秘書役を兼任することはできません。

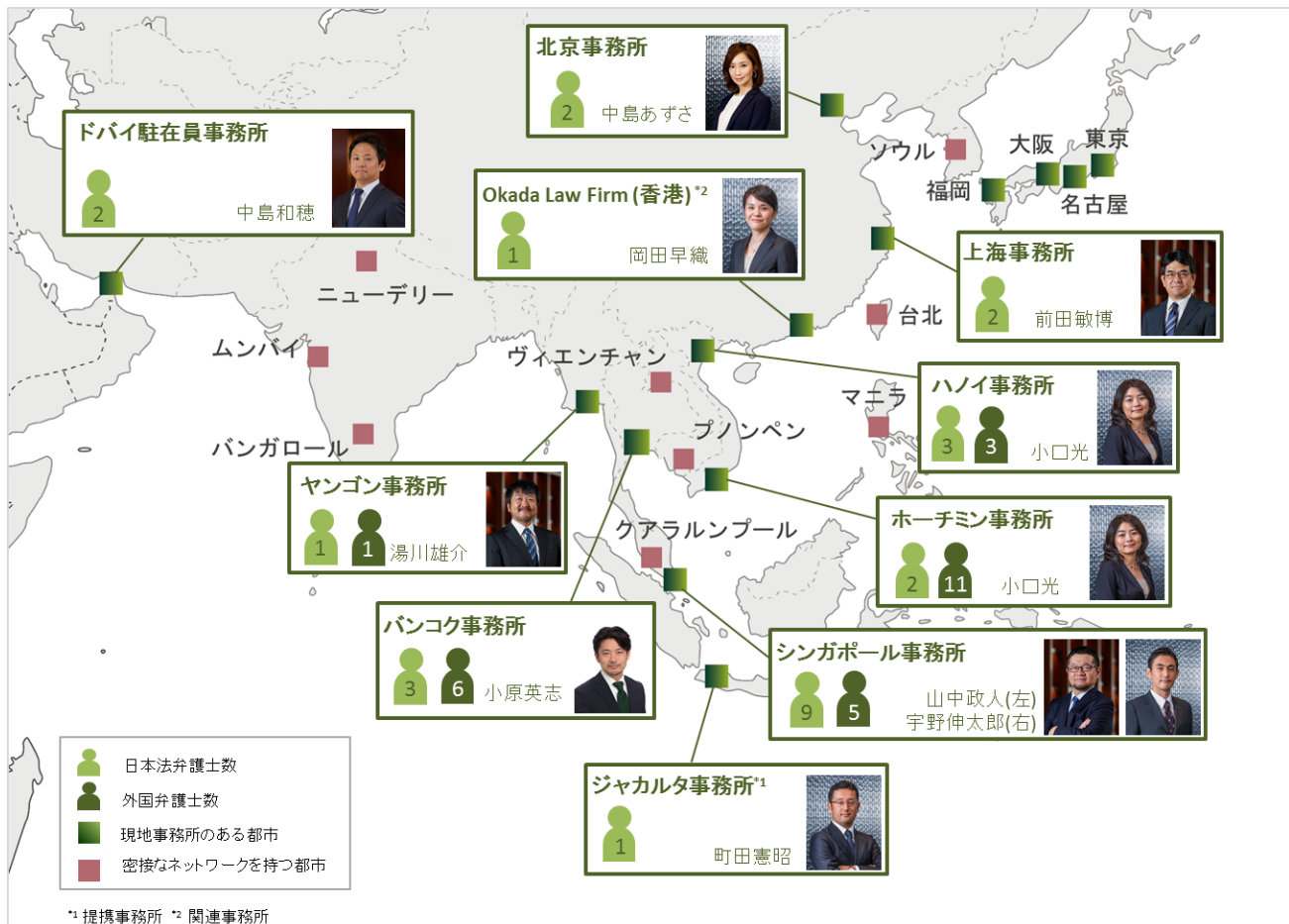
公開会社の場合、会社秘書役は、会社法上、弁護士又は会計士その他の資格を有していなければなりません。他方、非公開会社の会社秘書役については、資格の制限はありません。もっとも、会社秘書役は、通常、ACRA の会社情報の登録又は変更を行います。この ACRA への登録又は変更を行うためには、ACRA 法上、filing agent として登録している必要があります。この filing agent として登録するためには、弁護士、会計士等、一定の経験を有するエージェントに限定されています。非公開会社については、原則、誰でも会社秘書役になれますが、ACRA への登録又は変更を実施するためには、別途 filing agent の資格を有している者を起用する必要があります。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

[佐藤 正孝](#)



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| <p><b>バンコク事務所</b><br/>Tel: +66-2-168-8228<br/>E-mail: info_bangkok@jurists.jp</p> <p>小原英志(代表)、ジラポン・スリワット、アティターンポン・ウワンノ、紺田哲司、下向智子、トモヨシ・ジャイオブオーム、アピンヤー・サーンティカセーム、カーンター・ティップターン、ウオラチュート・ウオンナラティワット</p>                   | <p><b>北京事務所</b><br/>Tel: +86-10-8588-8600<br/>E-mail: info_beijing@jurists.jp</p> <p>中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)</p>   | <p><b>上海事務所</b><br/>Tel: +86-21-6171-3748<br/>E-mail: info_shanghai@jurists.jp</p> <p>前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)</p>        | <p><b>ドバイ駐在員事務所</b><br/>Tel: +971-4-253-3646<br/>E-mail: info_dubai@jurists.jp</p> <p>中島和穂(代表)、森下真生(駐在代表)</p> |
| <p><b>ハノイ事務所</b><br/>Tel: +84-24-3946-0870<br/>E-mail: info_hanoi@jurists.jp</p> <p>小口光、武藤司郎、廣澤太郎、井坂直子、グエン・ティ・タン・フォン、グエン・トウアン・アン、グエン・トウイー・チャン</p>   | <p><b>ホーチミン事務所</b><br/>Tel: +84-28-3821-4432<br/>E-mail: info_hcmc@jurists.jp</p> <p>小口光、ヴレ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀、平松哲、チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン、マリア・グレンダ・ラミレス、グエン・ダン・ミン、グエン・ティ・ミン・フォン、グエン・ティ・タン・チャム、ヴォ・フエ・ミ</p> | <p><b>ジャカルタ事務所<sup>*1</sup></b><br/>Tel: +62-21-2933-3617<br/>E-mail: info_jakarta@jurists.jp</p> <p>町田憲昭</p>        |   |
| <p><b>シンガポール事務所</b><br/>Tel: +65-6922-7670<br/>E-mail: info_singapore@jurists.jp</p> <p>山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝、イカング・ダーヤント、煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、岩田準平、高山陽太郎、シャロン・リム、ジョナサン・ウォン、ナターシャ・アマリア・セバヤン、ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ</p> | <p><b>ヤンゴン事務所</b><br/>Tel: +95-1-382632<br/>E-mail: info_yangon@jurists.jp</p> <p>湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン</p>  | <p><b>Okada Law Firm (香港)<sup>*2</sup></b><br/>Tel: +852-2336-8586<br/>E-mail: s_okada@jurists.co.jp</p> <p>岡田早織</p> |   |

<sup>\*1</sup> 提携事務所 <sup>\*2</sup> 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。